

事 務 連 絡
平成 27 年 3 月 16 日

障害関係法人 御中

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業等に利用
する建物について

国において、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、耐震化整備を推進していくことが必要であるとされています。

沖縄県においても、その趣旨に沿い、社会福祉施設等の耐震化を進めていますが、今般、広く周知を行う観点から、みだしのことに係る取扱いを下記のとおり示しますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

記

- 指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業等の指定時、変更届出時（※建物の変更時）における取扱い
昭和56年以前に建築された建物については、原則として指定、指定変更を行いません。

<照会先>

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課
事業指導支援班

TEL : 098-866-2190

FAX : 098-866-6916

e-メール : aa029017@pref.okinawa.lg.jp

○旧耐震基準と新耐震基準の違いについて

建築基準法施行令が昭和55年に改正され、耐震基準が大きく改められ昭和56年6月1日以降着工した建築物に適用されています。

改正以前の旧耐震基準では、震度5強程度の中規模地震(※1)に対してほとんど損傷しないことを検証し、震度6～7程度の大規模地震(※2)に対して倒壊しないということは検証していませんでしたが、新耐震基準では震度6強～7程度の大規模地震に対しても、ある程度の被害は許容するものの、倒壊（崩壊）して人命に危害を及ぼすことのない程度の性能を有することを検証することになりました。

※1 中規模地震：まれ（数十年に一度）に発生する地震で、気象庁震度階の震度5強程度を想定。

※2 大規模地震：極めてまれ（数百年に一度程度）に発生する地震で、気象庁震度階の震度6強～7程度を想定。

参考 建築物の構造関係技術基準解説書（（財）日本建築センター）

参考HP 国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html